



お知らせ

「控除対象障がい者認定書」の交付

要介護認定者の

控除対象障がい者認定書交付

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

身体や精神に障害のある65歳以上の要介護認定高齢者（要介護度1〜5の人）で、身体障がい者手帳を持っていないくても、町が定める下記の認定基準（表）に該当すれば、所得税・町県民税の障がい者控除を受けることが出来ます。確定申告の際に必要な「控除対象障がい者認定書」を交付しますので、該当すると思われる方は、申請していただき、確定申告の際に認定書をご提出ください（申請料金無料）。毎年申告の時には必要になります。

〔注〕左記のいずれかに該当する方は、この認定書の交付申請をする必要はありません。

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳をお持ちの方
- ・本人かつ扶養者の所得税・住民税が非課税の方

【申請者】
本人または同居の家族（それ以外の人が申請する場合は委任状が必要）

【申請方法】
控除対象障がい者認定申請書に必要事項を記入し、役場1階9番介護保険窓口へ提出してく

ださい。（申請用紙は受付窓口又は桂川町HPからダウンロードしてください。）

【持参するもの】

- ・介護保険認定者本人、申請者の印鑑
- ・保険証や運転免許証、マイナンバーカード等、本人確認ができる書類

〔注〕介護保険認定者本人、申請者、来庁者それぞれの書類をお持ちください。

- ・要介護認定者本人の介護保険被保険者証（コピー可）
- ・委任状（申請者が窓口に来庁できない場合）

【交付方法】

申請書受理後、審査のうえ、認定書を申請者に郵送します。

※認定書の発行まで、10日程度かかります。手続きはお早めにお願いたします。

※要介護認定を受けていても、必ず控除の対象になるとは限りません。

【認定基準表】

| 控除区分 | 判定基準 |
|----------|--|
| 障がい者控除 | 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」の人または障がい高齢者の日常生活自立度が「A2」の人 |
| 特別障がい者控除 | 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「B」・「C」の人 |

桂川町での申告受付日程表

| 月 | 日 | 曜日 | 対象 | 月 | 日 | 曜日 | 対象 |
|-----|-----|-------------|---------------------------|-----|---------|------|----------------|
| 2月 | 18日 | 月 | 農業所得 | 3月 | 1日 | 金 | 土居三・平山一 |
| | 19日 | 火 | 農業所得 | | 4日 | 月 | 土師五・天道・グレインヒルズ |
| | 20日 | 水 | 笹尾一 | | 5日 | 火 | 土師一・土師七 |
| | 21日 | 木 | 笹尾二 | | 6日 | 水 | 土師二 |
| | 22日 | 金 | 土居二・二反田団地 | | 7日 | 木 | 土師六・土師八 |
| | 24日 | 日 | 平日に申告できない方 (9時~16時30分) | | 8日 | 金 | 土居一 |
| | 25日 | 月 | 瀬戸・九郎丸 | | 11日 | 月 | 吉隈一・吉隈二・土師三 |
| | 26日 | 火 | 寿命・土師十 | | 12日 | 火 | 吉隈三・弥栄・桂ヶ丘 |
| | 27日 | 水 | 中屋・土師四・泉ヶ丘団地 | | 13日 | 水 | 第一豆田・貴船・椿 |
| 28日 | 木 | 豆田・土師九・吉隈本町 | 14日 | 木 | 内山田・平山二 | | |
| | | | | 15日 | 金 | 全行政区 | |

桂川町公式HP
http://www.town.keisen.fukuoka.jp

税務課 ☎65・1076

【問合せ先】
〈控除対象障がい者認定申請に関する内容〉
保険環境課 ☎65・1097
〈税に関する内容〉

※(木)は19時まで受付 ※日程の都合が悪い場合、他行政区の日でも申告できます ※飯塚税務署でも申告できます